

伊勢原市養育支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第8項に規定する要保護児童への適切な支援を図るため、養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、伊勢原市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成17年伊勢原市告示第71号）第2条の規定による協議により、事業の実施が必要と判断されたものとする。

(利用手続等)

第3条 市長は、対象者から伊勢原市養育支援訪問事業同意書（第1号様式）による同意を得て、対象者の家庭の情報収集等を行い、養育状況を把握した上で、適切な養育に向けて必要な支援計画書（第2号様式）及び子育て応援計画票（第3号様式）を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、自ら養育支援訪問事業の利用を希望できない者であって次条第1項に規定する支援の必要があると認めるときは、前項の支援計画書を作成し、当該家庭に事業による支援を行うことができるものとする。

(事業の内容)

第4条 市長は、支援計画書に基づき、養育支援を行う者（以下「訪問員」という。）を派遣し、対象者の養育上の課題に対し、短期集中的に次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 家庭内での育児に関する具体的な支援

ア 育児及び養育に関する援助並びに養育者の身体的又は精神的不調状態に対する指導及び相談（専門職派遣）

イ 対象者に不利益な生活実態の改善を目的とした家事援助（ヘルパー派遣）

ウ 対象児童の一時預かり援助（ファミリー・サポート・センター利用支援）

エ その他家庭の状況等に即した児童への直接的支援（ファミリー・サポート・センター利用支援・通訳）

(2) 家庭外での育児に関する具体的な支援

ア 養育上の課題がある家庭に対する対象児童の一時預かり援助（ファミリー・サポー

ト・センター利用支援)

イ その他家庭の状況等に即した児童への直接的支援(ファミリー・サポート・センター利用支援・通訳)

2 訪問員の派遣は、次に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 訪問員の派遣期間は、支援計画に基づき3か月以内とし、随時評価を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(支援内容の変更)

第5条 市長は、第3条の規定により作成した支援計画書及び子育て応援計画票の支援内容の評価を随時行い、短期集中的に課題が改善されているか確認し、保健福祉サービス又は民間事業の活用を検討していくものとする。

(業務の委託)

第6条 市長は、事業を社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会又は次の各号のいずれにも該当するNPO法人等(以下「受注者」という。)に委託することができる。

(1) 市内に事業所があること。

(2) 家事及び育児に関する支援を行うことができること。

(3) 家事支援又は育児支援に1年以上の実績があること。

2 受注者は、事業を実施したときは、伊勢原市養育支援訪問事業活動実績報告書(第4号様式)により、実施月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

3 受注者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務委託が終了した後においても同様とする。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(伊勢原市産前・産褥期派遣支援ヘルパー事業実施要綱の廃止)

2 伊勢原市産前・産褥期派遣支援ヘルパー事業実施要綱（平成16年伊勢原市告示第93号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月9日告示第17号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

伊勢原市養育支援訪問事業同意書

年 月 日

伊勢原市長 殿

私は、養育支援訪問事業による支援を受けることに同意します。

なお、支援提供者に支援に必要な個人情報を提供することに同意します。

対象者氏名

保護者氏名

支援計画書

記入日

対象者氏名		生年月日		所属
			歳	
			歳	
			歳	
虐待区分	<input type="checkbox"/> 要保護児童	虐待種別	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 心理的虐待	
		重症度	<input type="checkbox"/> 最重度 <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 中度 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 左記の重症度に該当しない	
	<input type="checkbox"/> 要支援児童 <input type="checkbox"/> 特定妊婦			
住所			電話	
保護者	氏名	生年月日	職業等	

家族構成	要保護児童対策地域協議会 受理情報	
	通告状況	
	支援方針	
経過	養育支援訪問における必須情報	

(裏面)

支援計画書

	対象者氏名	生年月日			所属		
		年	月	日	施設	部署	担当
	初回日	①評価日予定	①評価実施日	②評価日予定	②評価実施日	③評価日予定	③評価実施日
月日							
出席者							
	長期目的			短期目的			
初回検討時							

	課題	アセスメント
初回検討時	①	
	②	
	③	
①評価日	①	
	②	
	③	
②評価日	①	
	②	
	③	
③評価日	①	
	②	
	③	

支援内容	内容	応援者への注意点	周期	時間帯
専門職訪問				
ヘルパー派遣				
ファミリー・サポート・センター利用支援				
その他				

	評価日①	評価日②	評価日③	評価④
専門職訪問				
ヘルパー派遣				
ファミリー・サポート・センター利用支援				

子育て応援計画票

私たちは、 _____ 様の応援をさせていただきます。

あなたの希望する生活	<input type="radio"/>		
	<input type="radio"/>		
	<input type="radio"/>		
	<input type="radio"/>		
	<input type="radio"/>		
希望する生活をかなえるための方法 (支援方針)	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		
応援者	内容		派遣周期・時間
専門職訪問 (保健師・助産師・保育士)	①		
	②		
	③		
ヘルパー派遣 (家事)	①		
	②		
	③		
ファミリー・サポート・センター (子ども中心)	①		
	②		
	③		
その他	①		
	②		
	③		
応援計画	<input type="checkbox"/> 応援者との打ち合わせ日程	誰と	
		いつ	
	<input type="checkbox"/> 応援期間	～	
	<input type="checkbox"/> 計画見直し日程		

問い合わせ先	伊勢原市子ども家庭相談課
	電話:0463-94-4711